

# 協和トピックス

第 3 3 号

平成 30 年 4 月

協和会計グループ

東京都千代田区神田神保町三丁目 23 番 2 号

TEL03-6261-4172(代)

FAX03-3237-4171

E-mail : tax@cpakyowa.or.jp

今回のテーマは、平成 30 年度税制改正の中で注目されている『事業承継税制』についてです。

協和会計グループは、経営革新等支援機関の認定を受けております。

また、協和会計事務所では、株式評価から特例承継計画の作成及び経営承継円滑化法の認定等手続き、相続税・贈与税の申告書作成まであらゆるサービスをご提供しております。

詳しい内容及びご不明な点については、各担当者へご確認下さい。

## 1. 事業承継税制とは

相続税及び贈与税では、事業承継を進めるため、非上場株式等を相続・遺贈又は贈与により取得した場合、一定の手続きのもと、相続税及び贈与税の納税猶予・免除に関する特例制度があります。

## 2. 30 年度税制改正

新たに、平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの 10 年間限定で、特例認定承継会社の事業承継に関する特例制度が設けられました。

「特例認定承継会社」とは、特例承継期間(平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで)内に、都道府県に特例承継計画を提出し、経営承継円滑化法の認定を受けた会社のことです。

「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けた計画で、①後継者、②承継時までの経営見通し等が記載された書類です。

なお、30 年度改正の詳細については現時点で未定のため、以下では現行制度と織り交ぜながらご説明します。

## 3. 相続税の納税猶予と免除の特例

後継者である相続人等が、被相続人(先代経営者)から対象株式等を相続又

は遺贈により取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税の納税が猶予されます。

納税猶予の対象となる相続税は、従来の対象株式に係る税額の 80%から 100%に改正されました。

また、後継者が死亡等した場合には、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

## 4. 贈与税の納税猶予と免除の特例

後継者である受贈者が、贈与者(先代経営者)から対象株式等を贈与により取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税の納税が猶予されます。

その後、先代経営者が死亡等した場合、納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

## 5. 対象となる株式等は

対象となる株式等は、中小企業者として次の表に該当する会社の株式又は出資で、資本金基準と従業員数基準のいずれかを満たせば該当します。

ただし、①医療法人、②上場会社、③風俗営業会社、④総収入金額が 0 の会社・従業員数が 0 の会社、⑤資産管理会社、は基準を満たしたとしても対象となりません。

業 種 目	資 本 金	従 業 員 数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうち一定のゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

## 6. 対象となる株式数は

従来は、総議決権数の3分の2が上限とされていましたが、改正により「特例後継者」については、相続等又は贈与により取得した株式の全てが対象となりました。

## 7. 先代経営者の要件は

対象となる先代経営者である被相続人又は贈与者は、以下のとおりです。

相 続 税	贈 与 税
㊟会社の代表権を有していたこと ㊟相続開始直前又は贈与直前において、先代経営者とその特別関係者として総議決権数の過半数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で筆頭株主であったこと	
①贈与時において、会社の代表権を有していないこと	

平成35年3月31日までの5年(特例承継期間)内に相続税又は贈与税の申告期限が到来する場合に限り、代表者以外の方も対象となったので、複数人からの相続等又は贈与も対象となります。

## 8. 後継者の要件は

対象となる後継者である相続人等又は受贈者は、以下のとおりです。

相 続 税	贈 与 税
①相続開始の直前において、会社の役員であること <sup>注</sup>	①会社の代表権を有していること
②相続開始の日の	②20歳以上で

翌日から5か月を経過する日において、会社の代表権を有していること	あること ③役員等の就任から3年以上を経過していること
㊟相続開始時又は贈与時において、後継者とその特別関係者として総議決権数の過半数を保有し、かつ、これらの者の中で筆頭株主であること	

注 被相続人が60歳未満で死亡した場合は除かれます。

上記の要件に加えて、新たに「特例後継者」が定められました。

「特例後継者」とは、特例承継計画に記載された特例認定承継会社の代表権を有する後継者のことで、従来は1人だけでしたが、改正により議決権数が上位3名の方まで拡大されました。

## 9. 経営承継円滑化法の認定

特例制度ではなく、現行の相続税及び贈与税の納税猶予・免除に関する特例制度の適用を受ける場合には、都道府県知事による経営承継円滑化法に基づく認定を受ける必要があります。申請書の提出期限は、以下のとおりです。

相 続 税	贈 与 税
相続開始後8か月以内	贈与を受けた年の翌年1月15日まで

## 10. 認定を受けるための必要書類

上記9の申請に当たって提出が必要な添付書類は、下記のとおりです。

①	認定申請書(原本1部、写し1部)
②	定款の写し
③	株主名簿の写し
④	登記事項証明書
⑤	遺言書の写し・遺産分割協議書の写し 贈与契約書 相続税額又は贈与税額の見込み額を記載した書類
⑥	従業員数証明書
⑦	認定申請基準年度の決算書類
⑧	上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

⑨	特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書
⑩	被相続人・相続人・贈与者・受贈者・その他の一定の親族の戸籍謄本等
⑪	施行規則第16条第3項の確認書(確認書の交付を受けている場合)
⑫	その他、認定の参考となる書類
⑬	返信用封筒

### 11. 経営承継期間内の手続き

円滑化法の認定を受けた会社は、経営承継期間内は年1回都道府県知事に「年次報告書」を提出する必要があります。

また、所轄の税務署に対しても、経営承継期間内は毎年、その期間経過後は3年ごとに、「継続届出書」を提出する必要があります。「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている相続税又は贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

### 12. 非上場株式の継続保有

納税猶予期間中は、引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

### 13. 猶予税額を納付する必要がある場合

納税猶予期間中に下記の事由に該当すると納税猶予期限が確定するため、納税が猶予されている相続税又は贈与税の全部又は一部について、利子税と併せて納付することとなります。

なお、「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から5年を経過する日までの期間をいいます。「特例承継期間」も同じです。

納税猶予期限の確定事由	経営承継期間の	
	内	経過後
資産管理会社に該当した場合	納税が猶予されている相続税等の全額と利子税を併せて納付	
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等した場合	納税が猶予されている相続税額等のうち、譲渡等した分に対応する税	

合		額と利子税を併せて納付
		(注)譲渡等した部分以外の相続税等については、引き続き納税猶予
経営承継期間末日の平均雇用が相続時雇用の8割を下回った場合	(※1)	引き 続き
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	(※2)	納税 猶予

(※1)改正により、雇用の8割を下回ったとしても、認定経営革新等支援機関の意見が記載された書類を都道府県に提出すれば、納税猶予が継続されます。

(※2)後継者が身体障害者等になったために代表権を喪失した場合、下記15のとおり猶予税額が免除されます。

### 14. 資産管理会社とは

「資産管理会社」とは、資産保有型会社と資産運用型会社の2つをいいます。

「資産保有型会社」とは、現金・預金、有価証券、自ら使用していない不動産等の特定資産の保有割合が、貸借対照表上の帳簿価額総額の70%以上である会社です。

「資産運用型会社」とは、これらの特定資産の運用収入が総収入金額の75%以上の会社です。

ただし、①3年以上継続して商品販売等を行っていること、②一定の親族を除いた常時使用従業員が5人以上であること、③事務所・店舗等の固定施設を所有・賃借していること、のいずれかの要件を満たせば、資産管理会社に該当したとしても納税猶予が継続されます。

### 15. 猶予税額が免除される場合

以下のような事由に該当すると、納税猶予されている相続税額又は贈与税額が免除されます。

相続税	贈与税
①後継者(相続人)の死亡	①現経営者(贈与者)の死亡 <sup>②</sup> ②後継者(受贈者)の死亡
④経営承継期間内において、後継者が身体障害等の理由で代表権を有しなくなった日以後、後継者が「猶予継続贈与」を行った場合	
⑤経営承継期間経過後、後継者が「猶予継続贈与」を行った場合	
⑥経営承継期間経過後、会社が破産開始手続の決定又は特別清算開始の命令等を受けた場合	

② 現経営者(贈与者)が死亡した場合、贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなされ、贈与時の価額により相続税が課税されます。

なお、後継者(受贈者)は、この非上場株式等について、相続税の納税猶予制度を適用することができます。

### 16. 経営環境の変化による減免(新設)

上記13の納税猶予期限確定事由に該当しても、一定の経営環境の変化により、特例承継期間経過後に、①特例認定承継会社の株式の譲渡、②特例認定承継会社が合併消滅、③特例認定承継会社が解散等するときは、原則として当初の納税猶予税額のうち次の納付税額との差額が免除されることとなりました。

経営環境の変化を示す一定の要件とは、①利益金額の減少、②売上高の減少、③有利子負債額の増加等の業績悪化のことで、将来こうした事由を気にせず納税猶予を選択することができます。

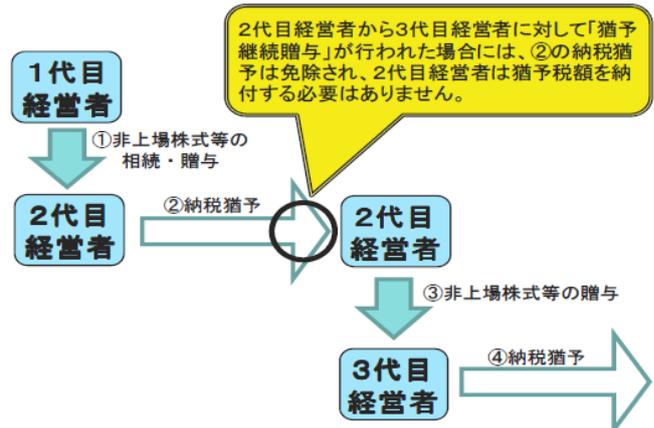
納付税額は、その事由が生じた時に再計算した相続税額又は贈与税額と譲渡等の前5年間に特例後継者とその同族関係者に支払われた直前配当等の額

との合計額になります。

### 17. 猶予継続贈与とは

猶予継続贈与とは、相続税・贈与税の納税猶予を受けている後継者(2代目経営者等)が、非上場株式等を次の後継者(3代目経営者等)に贈与し、その後継者(3代目経営者等)が贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与をいいます。

具体的には、下図のとおりです。



(国税庁 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例のあらまし(平成29年7月)より抜粋)

この場合、後継者(2代目経営者等)が受けた相続税・贈与税の納税猶予のうち、次の後継者(3代目経営者等)が納税猶予を受ける非上場株式等に対応する部分が免除されます。

### 18. 相続時精算課税制度との併用

贈与税の納税猶予期間中に、上記13の事由に該当して納税猶予が取り消された場合に備えて、相続時精算課税制度を選択することができ、2,500万円までは贈与税を納めなくても大丈夫です。

改正により、特例後継者(受贈者)が現経営者(贈与者)の推定相続人以外の方であっても、現経営者が60歳以上で後継者が20歳以上であれば、相続時精算課税の適用を受けることが可能となりました。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所
金融商品取引法、会社法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。